

自費工事施工承認申請について

自費工事とは、建築工事や駐車場の新設で、歩道やL型溝の切り下げをしたい時や、道路付属物（ガードパイプ・街路樹等）の撤去・移設を行いたい時は、承認を得て、自費で工事する事ができます。

【根拠：道路法第24条】

■申請の前に

千代田区では事前に平面図・現況写真等を持参し、内容を相談していただいた上で申請書を配布しています。

■申請書（正・副1部ずつ、副はコピー可）添付資料

- ①案内図（住宅地図もしくは現場が確認できる地図）
- ②施工平面図（現況平面図・計画平面図が必要です）
- ③車両出入りの軌跡図
- ④現況写真（現場に接する千代田区管理道路及び道路付属物の現況が確認できる写真）
- ⑤構造図（窓口で配布します。指定箇所をマーカー等で印しを付けること。）
- ⑥委任状（申請書と施工者が異なる場合、永久工事）
- ⑦その他、必要な場合は、理由書、誓約書、警察署との協議書、周辺住民との承諾書などを提出してもらう場合があります。駐車経営業者申請の場合（借地賃貸契約書（写し））、

※提出資料はA4縦を基本にお願いします。どうしても難しい場合は、A3まで可能です。

■歩道切り下げ、L形溝の切下げについて

切り下げ箇所	1施設 1箇所
切り下げ幅	3.0m ~ 7.2m(大型車両) (必要最小幅)

※乗り入れ車両や前面道路幅員により基準が異なります。

必要な切下げ幅を示す軌跡図や計画図などを持参の上、道路公園課みちとみどりの相談担当までご相談下さい。

※街路樹、街路灯、防護柵等の移植・移設・撤去は極力回避するよう計画してください。

■承認基準

下記の全ての条件に該当する場合に承認できます。

- (1) 工事の具体的な目的及び必要性が真にやむを得ないもので、道路管理上支障がないと判断されたもの。
- (2) 申請者または工事責任者が、資力や技術力等、工事の施工に必要な能力を有していると認められるもの。
- (3) 施工内容が歩道切り下げ等の車両乗入れ施設の場合、自費工事施工承認基準を満たすこと。
 - ・ 民地側に駐車場等の自動車を保管する場所があること。
 - ・ 車両乗入れ施設の幅、敷地内駐車場出入り口の必要最小限とすること。
 - ・ 1宅地の切下げは、原則として1箇所までとし、2箇所設ける場合は、その切下げの間隔を6.5m以上離すこと。
 - ・ 隣地の切下げから原則として3.5m以上離すこと。
 - ・ 道路の交差点及び横断歩道から原則として5.0m以上離すこと。

(東京都建築安全条例第27条)

■その他

自費工事施工承認基準

車両乗入れ施設が必要以上に設置されると、いろいろな所から車が突然道路に飛び出すことになり、歩行者の安全な通行を妨げることとなります。そのため、車両乗入れ施設等を設置する場合には、沿道状況や出入りする車種などの利用状況を勘案し、出入り口の数、幅、舗装構造などの基準を設けています。

■申請内容の補正

審査の場合、基準を満たさない内容については補正するよう指導されます。

■承認

道路管理上支障がないと判断されたときは、承認書が交付されます。電話で承認の通知がされますから、道路公園課で承認書を受け取ってください。施行にあたっては、承認書に明記してある承認条件を厳守してください。

■工期変更や工事内容の変更・取り下げ

やむを得ない理由で工期変更や工事内容を変更・取り下げをする場合は、自費工事施工承認申請に準じた手続きが必要になります。自費工事変更願及び自費工事取下げ願を提出してください。その際、変更内容と理由を明記してください。また、工事内容を変更する場合は、変更図面を添付してください。

■所轄警察署への届出

道路において工事をしようとする者又は当該工事の請負人は、所轄警察署長の許可を受けなければならないという規定があります。(道路交通法第77条)

よって、自費工事を施工する際、千代田区の自費工事施工承認とは別に所轄警察署長の道路使用許可を受けてください。

■ホームページより申請書及び資料がダウンロードできます。

- ・ 自費工事施工承認申請について
- ・ 自費工事施工承認申請書 (一時・永久)

【 <http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kotsu/dorokoji/shinsesho/> 】

千代田区は、「東京都福祉のまちづくり条例」に対応し、いわゆる波乗り歩道の解消を図り、「人にやさしいまちづくり」に取り組んでいます。

【沿道掘削の施工承認申請について】

千代田区内の道路は、都市生活の根幹となる多くのインフラが埋設してあります。そのため、区では道路法第44条及び区条例により、区道全域を沿道区域に指定しています。

ビル建築等により沿道区域を掘削する場合は、沿道掘削施工承認申請が必要です。

窓口は、まちづくり総務課 占用係です。

承認には、2週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

千代田区役所 環境まちづくり部 道路公園課

みちとみどりの相談担当

〒102-8688

千代田区九段南一丁目2番1号

TEL 03-5211-4241 (直通)

FAX 03-3264-4792

Email: dourokouen@city.chiyoda.lg.jp

都道については

〒104-0044

中央区明石町2-4

東京都第一建設事務所

TEL 03-3542-0682 (代)

国道については

〒102-8688

千代田区九段南一丁目2番1号
九段合同庁舎第3号館15～16階
東京国道工事事務所
TEL 03-3512-9090

自費工事にかかる標準事務フローチャート

